

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	志佐3 (笛吹、横辺田、田ノ平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 9 日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻や飼料作物を中心に農地の利用が行われている地域である。棚田の圃場が多く、形が不整形で狭い圃場もあり、作業効率が悪い。法面も複雑な形の圃場が多く、高齢化の進む中で除草等の作業も大変な状況にある。

水路や農道等の農業用施設が劣化している箇所もあり、営農に支障をきたす場合もある。

後継者のいない経営体もあり、今後離農等により耕作放棄地が多く発生するおそれがある。

有害鳥獣の被害としてはイノシシによる被害が多く、防護柵をしても被害が生じている圃場があったり、畦畔や石垣を壊される被害も発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農者や受け手がなくなった圃場の荒廃化を防ぐため、地域の担い手が有効活用できるように検討する。また、耕作ができる状態を保つためにも、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域全体として圃場を守っていく。

作業の効率化をはかるためには機械導入が必要であるが、近年は機械の値段も高くなっており個人での購入が厳しくなっているため、機械利用組合による共同導入も検討したい。

水稻以外で、地域の実情に応じた高収益作目への転換も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者や受け手がなくなった圃場については、極力担い手へ引き継げるよう地域全体で検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者や受け手がなくなった圃場については農地中間管理機構に貸し付け、担い手へ段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
棚田状態の圃場が多く、大区画の基盤整備を実施することは難しいので、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業等の補助事業を活用し、農業用施設の維持補修・延命化を検討する。 担い手の意向に応じて、各種補助事業を活用し基盤整備事業も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや県、市などの関係機関と連携し、法人や個人等の新規参入者確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同利用の機械の導入を行い農地の保全管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう捕獲隊の隊員による被害防止活動を中心に、イノシシの捕獲に取り組む。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。